

平成 21 年 3 月 3 日
沖縄電力株式会社

燃料費調整制度の見直しにともなう供給約款等の届出等について

当社は、燃料費調整制度に関する関係改正省令が施行された事を受け、本年 5 月分料金から適用となる燃料費調整制度の内容を反映した供給約款等を本日、経済産業大臣に届出いたしました。

また託送供給約款に定める負荷変動対応電力料金において、小売料金と同様な燃料費調整制度の見直しを行なうこととし、経済産業大臣に本日特例承認申請をいたしました。

昨今の原油価格に代表される燃料価格の大幅かつ急激な変動という状況下においても機動的な対応が可能となるよう、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において、燃料費調整制度の見直しが検討されてまいりました。

この見直しの結果、燃料費調整の期間変更などが実施され、燃料価格の変動が従来に比べ迅速かつ、なだらかに電気料金等へ反映されるようになります。

なお、新制度の内容については別紙のとおりです。

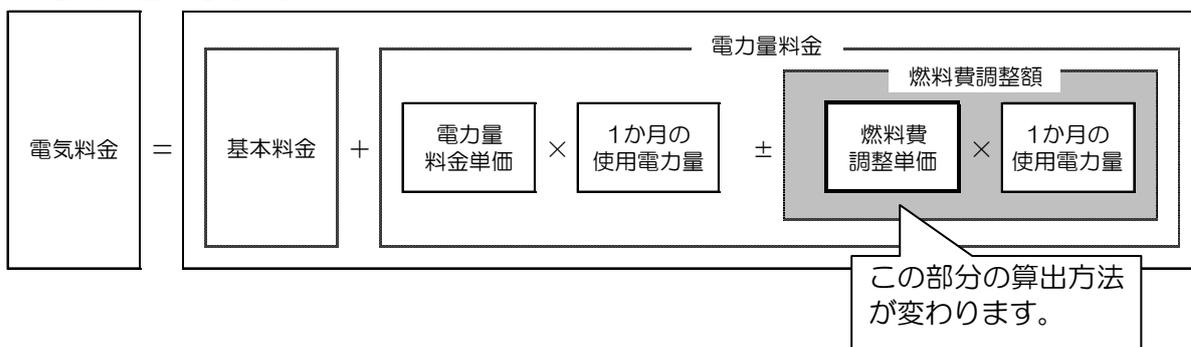
以 上

新しい燃料費調整制度の概要について

1. 燃料費調整制度とは

燃料費調整制度は、為替レートや原油・石炭等の燃料価格の変動を、定期的に電気料金に反映させるしくみであり、平成8年1月に導入されました。

(電気料金の計算方法)



2. 燃料費調整制度見直しの概要

燃料費の変動を料金に速やかに反映し、また急激かつ大幅な料金変動を平準化するために、平成21年5月分料金より以下のとおり燃料費調整制度の見直しを行います。

(1) 料金反映のタイミングの見直し (図1参照)

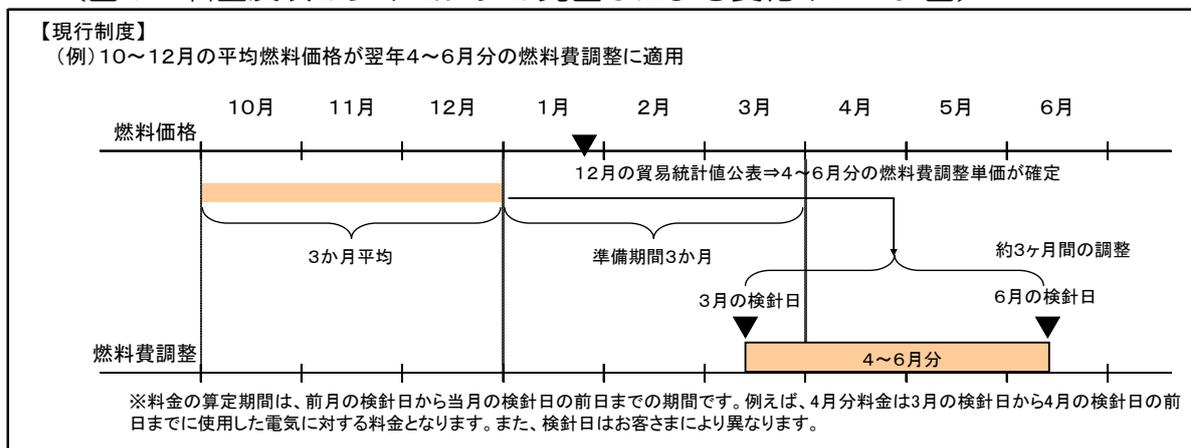
① 3ヶ月毎に変更していた燃料費調整単価を1ヶ月毎に見直し

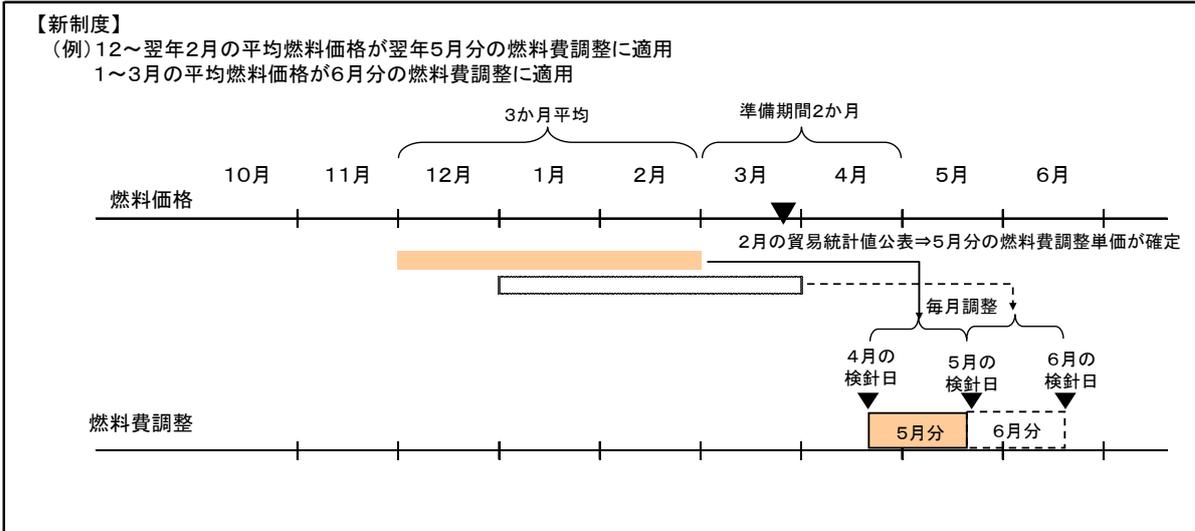
これまでは、四半期に一度燃料費調整単価を変更しておりましたが、平成21年5月分料金からは毎月燃料費調整単価を見直すことといたします。

② 平均燃料価格の確定から燃料費調整単価を適用するまでの期間を1ヶ月短縮

これまでは燃料価格の算定期間から3ヶ月の準備期間を経て、燃料費調整単価を変更していましたが、これを2ヶ月に短縮いたします。

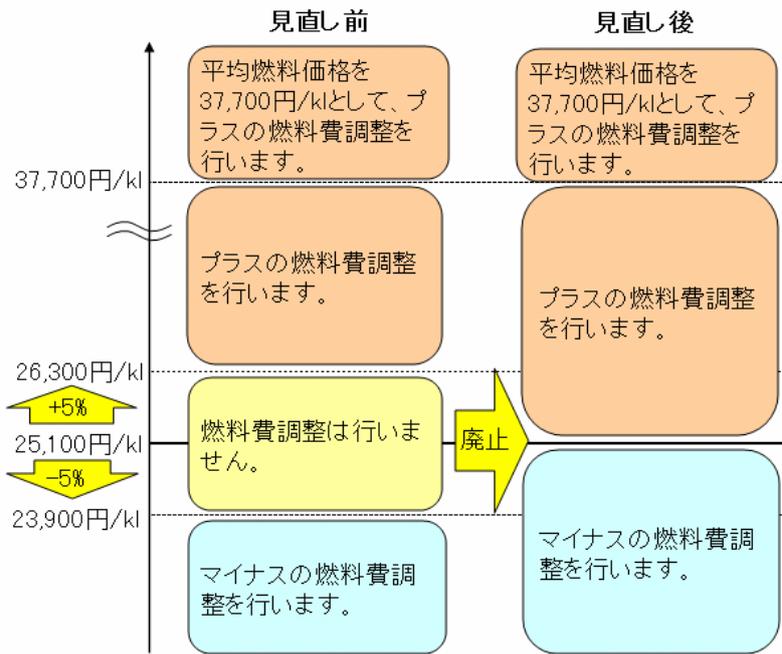
(図1；料金反映のタイミングの見直しによる変化イメージ図)





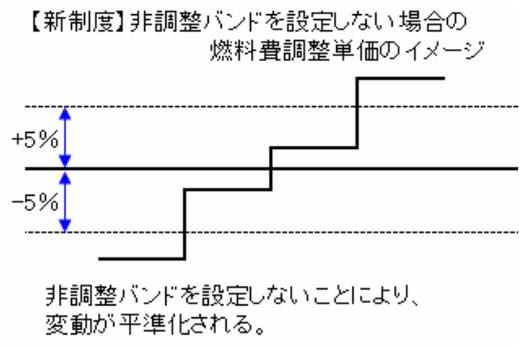
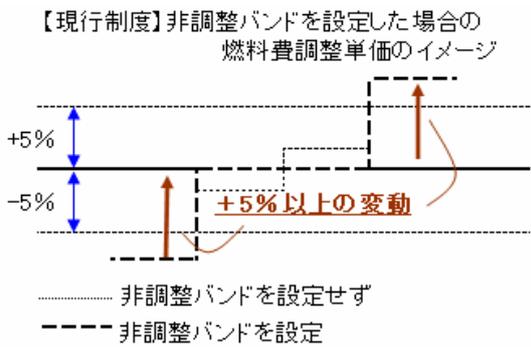
(2) 燃料費調整を行わない範囲（非調整バンド）の廃止

燃料価格の変動が基準燃料価格から一定の範囲内（±5%）にとどまる場合には調整を行わないという現行の仕組みを廃止いたします。



・現行制度では平均燃料価格が 23,900円/klから 26,300円/klの間（非調整バンド）にある場合には燃料費調整を行いませんでしたが、平成 21 年 5 月分料金から、平均燃料価格が従来の非調整バンドの間にある際でも、燃料費調整を行います。（左図）

・このことにより、平均燃料価格が従来の非調整バンドの境界前後になった際に生じていた大幅な料金変動が平準化されます。（下図）



3. 燃料費調整の経過措置について

今回の燃料費調整制度の見直しに伴い、現行制度から新制度への移行に際し、法令により定められた経過措置により、未反映の燃料価格の変動を平成21年5月分～平成22年3月分の燃料費調整単価に反映することとなりました。

※経過措置の燃料費調整単価（消費税等相当額含む） (円/kWh)

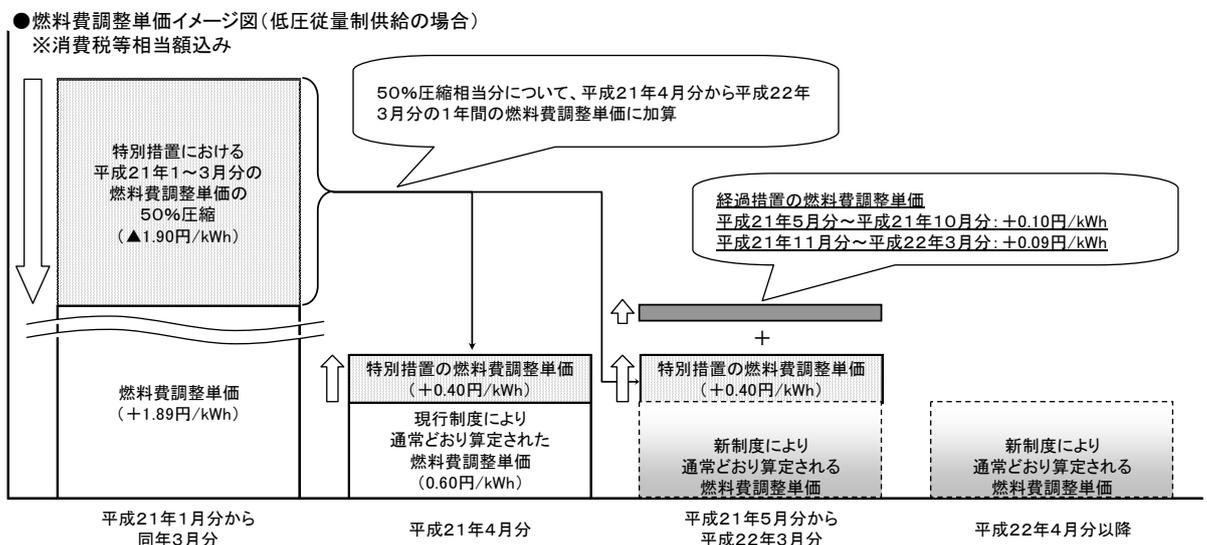
	平成21年5月分から 平成21年10月分まで	平成21年11月分から 平成22年3月分まで
電灯・低圧供給の場合	0.10	0.09

	平成21年5月分から 平成21年7月分まで	平成21年8月分から 平成22年3月分まで
高圧供給の場合	0.10	0.09

	平成21年5月分	平成21年6月分から 平成22年3月分まで
特別高圧供給の場合	0.10	0.09

4. 燃料費調整単価の反映イメージ図

新制度移行後の平成21年5月分料金から平成22年3月分の電気料金までは、通常の燃料費調整単価に3の経過措置に加え、平成21年1月分より実施中の特別措置の単価も加算されます。（下図参照）



※ 特別措置（平成21年1月分～3月分の燃料費調整単価を半分に圧縮し、平成21年4月分～平成22年3月分の電気料金で調整する措置）の燃料費調整単価は、電灯・低圧供給の場合 +0.40円/kWh、高圧供給の場合 +0.36円/kWh となっております。（ともに消費税等相当額を含みます）

なお、特別高圧供給のお客さまには、特別措置は実施しておりません。

5. 託送分野における燃料費調整の特例承認申請について

託送供給約款に定める負荷変動対応電力料金についても、燃料費調整制度について小売料金と同様な見直しを行なう予定であり、本日経済産業大臣に特例承認申請を行いました。

なお、見直しの内容は以下のとおりです。

- (1) 料金反映のタイミングの見直し
- (2) 燃料費調整を行わない範囲（非調整バンド）の廃止
- (3) 燃料費調整を行う平均燃料価格の上限（基準燃料価格の+50%）の撤廃
- (4) 燃料費調整における経過措置の設定

(参考) 負荷変動対応電力料金の経過措置の燃料費調整単価（消費税等相当額含む）
(円/kWh)

平成21年5月分から 平成22年2月分まで	平成22年3月分
0.09	0.08

以 上